

各地でこんな事件が発生しています！

（広島県内で実際に起こった事例）

事例 169

発 生 日	平成27年1月13日
発 生 場 所	広島県 東広島市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	1月13日午前11時頃、東広島市在住の男性被保険者宅に、市役所国民健康保険担当課の職員と名乗る男性から電話があり、「平成26年12月31日提出期限の医療費返還に関する通知が届いていないか。5年間は遡って医療費を還付することができます。対象の還付金が28,750円ある。取引している金融機関名等を教えるように。」と言われた。 被保険者は不審に思い、その電話を切った後、市役所に問合せたことで本件事案が発覚した。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ＡＴＭで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはＡＴＭでは行いません。 「還付する。」と言われても、ＡＴＭには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

（広島県内で実際に起こった事例）

事例 168

発 生 日	平成27年1月7日
発 生 場 所	広島県 広島市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	1月7日午後1時40分頃、広島市在住の女性被保険者宅に、広島市役所の職員と名乗る男性から電話があり、「平成26年11月に、医療費30,000円程度の還付に係る書類を送付したが、まだ返送がない。手続きは行ったか。」と尋ねられた。 被保険者が「そんなものは届いていない。」と答えると、電話番号03-〇〇〇〇-〇〇〇〇の県庁社会保険課に連絡するように指示されたため、その番号に電話をかけた。 電話口にはアイカワと名乗る男性が出て、「預金通帳はどこの金融機関のものか。」と質問され、「本日が振込みの期限なので、キャッシュカードを持ってATMコーナーに行くように。」と言われた。 被保険者は、振込みをしてもらうのにキャッシュカードは必要ないと思い、不審に感じたので電話を切った。 その後、当広域連合に問合せがあったため本件事案が発覚した。 当広域連合では、警察に連絡するよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ATMで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはATMでは行いません。 「還付する。」と言われても、ATMには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	

各地でこんな事件が発生しています！

（広島県内で実際に起こった事例）

事例 167

発 生 日	平成27年1月6日
発 生 場 所	広島県 尾道市
種 類	還付金詐欺不審電話
事件の概要	1月6日午後0時20分頃、尾道市在住の男性被保険者宅に、市役所の職員と名乗る男性から電話があり、「医療費の還付金が37,500円ある。被保険者の住む地区だけ通知が届けられておらず、申請の期限を過ぎているので窓口では受け取れない。口座振込みしたいので、口座情報を教えるように。キャッシュカードを持参して商業施設のATMコーナーに行くと、サイトウという男性が説明を行う。」と言われた。 被保険者は不審に思い、市役所に問合せを行う旨を伝えたところ、電話が切れた。 その後、被保険者の家族が市役所に問合せたことで、本件事案が発覚した。 市役所では、還付等の対象かを確認した上で、警察に届出るよう勧めた。
市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ATMで振り込ませる詐欺事件が多発しています。 ◎還付金の支払いはATMでは行いません。 「還付する。」と言われても、ATMには行かないでください。 ◎不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の後期高齢者担当課にご相談・ご連絡ください。	